令和5年度計量法特定計量器の試買調査

〇指定製造事業者

【抵抗体温計・アネロイド型血圧計】

〇家庭用特定計量器

【一般用体重計・調理用はかり】

報告書

令和7年3月

経済産業省　計量行政室

目次

1. 調査の目的..... 1
2. 調査内容 1
【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細..... 14
【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法..... 49

1. 調査の目的

計量法（平成 4 年法律第 51 号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県等による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印[1]を表示することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される特定計量器のうち、体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク[2]を表示して販売しなければならない。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について、国内市場で流通している特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）を無作為に購入し、検査を行うことによって、基準適合状況の実態を確認するとともに、不適合の疑いが確認された製品については、計量行政室からその内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導を行っている。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものである。

2. 調査内容

（1）調査対象計量器及び型式の選定、購入

特定計量器のうち指定製造事業者が製造した「抵抗体温計」及び「アネロイド型血圧計（主に電気式のもの）」、家庭用特定計量器のうち「一般用体重計」及び「調理用はかり」（いずれも電気式のデジタル表示のものに限る。）について表 1 のとおり選定する。

表 1　調査対象計量器

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
抵抗体温計	国内外指定製造事業者	5 型式
アネロイド型血圧計	国内外指定製造事業者	10 型式
家庭用特定計量器		
一般用体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	20 型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	20 型式

型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。

購入した製品の一覧表を表 2～5 に示す。

（全計量器共通事項）

---

[1] 基準適合証印

[2] 家庭用特定計量器基準適合表示（計量法施行規則第22条の表示）

・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。
・調査の精度を高めるために 1 型式あたり 3 台購入し、3 台は異なる販売店から購入することを原則とする。

（抵抗体温計・アネロイド型血圧計）
・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。

（家庭用特定計量器）
・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。
・過去の試買調査の結果、不適合の疑いのあった型式を購入する場合、事業者による是正・改善が行われた後の型式を原則として購入する。ただし、購入時に製造年を識別することは困難であるため、事業者による改善前の製品を購入するケースがあり得る。

表 2　抵抗体温計購入一覧

No	モデル名（型式番号）	型式承認番号	温度範囲	目量	普通用・婦人用の別	実測式・予測式の別	指定製造事業者名／（販売事業者）／指定番号／生産国
A1	MC-6810T2	H215号	32.0 ℃ ～ 42.0 ℃	0.1 ℃	普通用	予測式	欧姆龍（大連）有限公司第二工場／（オムロンヘルスケア）／08CN05／中国
A2	CTEB723CA	H216号	32.0 ℃ ～ 42.0 ℃	0.1 ℃	普通用	予測式	ニシテツジョウセイデンカギ（ジャンメン）ユウゲンコウシ／（シチズンシステム）／08CN09／中国
A3	TO-204	H214号	32.0 ℃ ～ 42.9 ℃	0.1 ℃	普通用	予測式	VEGA TECHNOLOGIES INC.／（ドリテック）／08CN07／中国
A4	MT850	H213号	32.0 ℃ ～ 42.0 ℃	0.1 ℃	普通用	予測式	オンボエレクトロニクス（シェンツェン）カンパニーリミテッド／（アズワン）／08CN06／中国
A5	Mt-118	H126号	32.0 ℃ ～ 42.9 ℃	0.1 ℃	普通用	実測式	VEGA TECHNOLOGIES INC.／（京中貿易）／08CN07／中国

表 3 アネロイド型血圧計購入一覧

No	モデル名（型式番号）	型式承認番号	計測範囲（mmHg）	目量（mmHg）	形状	指定製造事業者名／（販売事業者）／指定番号／生産国
B1	HCR-7608T2	Q1617号	0-299 mmHg	1 mmHg	上腕式	オムロンヘルスケア株式会社松坂事業所／（オムロンヘルスケア）／282401／中国
B2	HEM-6231T2	Q1716号	0-299 mmHg	1 mmHg	手首式	欧姆龍（大連）有限公司／（オムロンヘルスケア）／28CN02／中国
B3	UA-655ECO	Q2015号	0-299 mmHg	1 mmHg	上腕式	爱安德電子（深圳）有限公司／（エー・アンド・デイ）／28CN15／中国
B4	UB-522	Q177号	0-299 mmHg	1 mmHg	手首式	爱安德電子（深圳）有限公司／（エー・アンド・デイ）／28CN15／中国
B5	BM-211	Q1916号	0-300 mmHg	1 mmHg	上腕式	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd.／（ドリテック）／28CN16／中国
B6	BM-110	Q199号	0-300 mmHg	1 mmHg	手首式	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd.／（ドリテック）／28CN16／中国
B7	CHUH904C	Q2116号	0-280 mmHg	1 mmHg	上腕式	ニシテツジョウセイデンカギ（ジャンメン）ユウゲンコウシ／（シチズン・システムズ）／28CN10／中国
B8	CHWH534	Q1922号	0-280 mmHg	1 mmHg	手首式	ニシテツジョウセイデンカギ（ジャンメン）ユウゲンコウシ／（シチズン・システムズ）／28CN10／中国
B9	DS-S10	Q2111号	3-300 mmHg	1 mmHg	上腕式	日本精密測器株式会社／（NISSEI）／281001／日本
B10	HCM-AS01BTWH	Q1928号	0-299 mmHg	1 mmHg	上腕式	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd.／（エレコムヘルスケア）／28CN16／中国

表 4　一般用体重計購入一覧

No	製造事業者名 または輸入事業者名 （販売事業者）	モデル名 （型式番号）	ひょう量	目量	測定範囲 の 下限値
C1	オムロンヘルスケア	KRD-608T2	135kg	50g（2kg～100kg） 100g（100kg～135kg）	2kg
C2	オムロンヘルスケア	HN-300T2	135kg	100g（5kg～100kg） 200g（100kg～135kg）	5kg
C3	タニタ	BC-771	150kg	100g（0～100kg） 200g（100～150kg）	0kg
C4	タニタ	BC-768	150kg	100g（0～100kg） 200g（100～150kg）	0kg
C5	エレコム	HCS-FS05	150kg	100g（2.5kg～100kg） 200g(100kg～150kg)	2.5kg
C6	RENPHOJAPAN	R-A012	150kg	100g（0.2kg～150kg）	0.2kg
C7	RENPHOJAPAN	R-A009	150kg	100g（0.2kg～150kg）	0.2kg
C8	華為技術日本	DBY-B19	150kg	100g（0.1kg～100kg） 200g（100kg～150kg）	0.1kg
C9	アンカー・ジャパン	T9146	150kg	100g（5kg～75kg） 200g（75kg～150kg）	5kg
C10	FiNC Technologies	CS20E(Mini)	150kg	100g(0kg～150kg)	0kg
C11	issin	SBM22U01LJ	150kg	100g（6kg～75kg） 200g（75kg～150kg）	6kg
C12	シースター	E-601	180kg	不明	1kg
C13	エヌ・エレファント	NEO-140	150kg	50g(5kg～100kg) 100g(100kg～150kg)	5kg
C14	アウル	ES861	180kg	不明	不明
C15	Arboleaf	CS20M	150kg	不明	5kg
C16	ETEKCITY	FIT8S	150kg	100g（2kg～150kg）	2kg
C17	ガーミンジャパン	INDEX S2	180kg	200g（5kg～180kg）	5kg

C18	オーム電機	HBK-T103	150kg	100g（5kg～100kg） 200g（100～150kg）	5kg
C19	シチズン・システムズ	HMS525	135kg	100g（5kg～100kg） 200g（100kg～150kg）	5kg
C20	ドリテック	BS-248	135kg	50g（15kg～100kg） 100g（100kg～135kg）	15kg

※事業社名の法人格は省略している。
※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

表 5 調理用はかり購入一覧

No	製造事業者名 または輸入事業者名 （販売事業者名）	モデル名 （型式番号）	ひょう量	目量	測定範囲 の 下限値
D1	タニタ	KJ-210M	2kg	1g（0kg～2kg）	0g
D2	ドリテック	KS-829	3000g	0.1g（0.3g～300g） 0.5g（300g～1500g） 1g（1500g～3000g）	0.3g
D3	ドリテック	KS-733	2000g	1g（0g～2000g）	0g
D4	ニトリ	NDS-2300	2000g	1g（1g～2000g）	1g
D5	タニタ	CA-200	2kg	0.5g（0kg～1kg） 1g（1kg～2kg）	0g
D6	Peter's Pantry（HARIO）	TST-1	1999g	1g（1g～1999g）	1g
D7	不明	I-20	3000g	0.1g（0.5g～3000g）	0.5g
D8	RENPHO JAPAN	R-T003	3kg	1g（0g～3k）	0g
D9	Shanghai HOTO Technoligy Co.,LTD.	QWCF001	3000g	不明（0kg～3000g）	1g
D10	HAPIVERI	CK10A	3000g	不明（2g～3000g）	2g
D11	FBC インターナショナル	DFT-S101	2000g	0.1g（0.2g～3000g）	0.2g
D12	ホシクス	CS-K9	3000g	0.1g（0.3g～500g） 0.5g（501g～1000g） 1g（1001～3000g）	0.3g
D13	ハック	HAC3550 A	3000g	0.1g（0g～1000g） 1g（1000g～3000g）	0g
D14	エレコム	HCS-KS04	2000g	0.1g（0.3g～200g） 0.5g（200g～1000g） 1g（1000g～2000g）	0.3g
D15	BOMATA JP	B604C	600g	0.01g（0.05g～600g）	0.05g
D16	BOMATA JP	CS100	3000g	0.1g（0.3g～3000g）	0.3g
D17	貝印	DL-6339	1000g	1g（0g～1000g）	0g
D18	ドリテック（アンファンス）	EF-LC28	2000g	1g（0g～2000g）	0g
D19	小泉成器（バル）	2226/KOW KS01	2000g	1g（2g～500g） 2g（500g～2000g）	2g
D20	パール金属	D-14	3000g	1g（0g～3000g）	0g

※事業社名の法人格は省略している。
※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

（2）調査方法及び適合性確認

①調査方法

上記（1）で選定、購入した製品について、技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。

製品の選定・購入、表示の適合状況の確認及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である株式会社矢野経済研究所が行い、性能の適合状況等の試験・検査の実施及び確認は、一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センターで実施した。

②調査実施期間

令和 5 年 6 月～令和 6 年 2 月末日

③適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当JISの規定を含む。）のうち次の事項について適合性を確認した。適合性の判断基準及びその試験・検査方法を【参考1】に示す。

【抵抗体温計・アネロイド型血圧計】

①性能基準

－（表示基準への適合状況のみ調査）

②表示基準

・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。届出製造事業者にあっては検定証印。

・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【一般用体重計・調理用はかり】

①性能基準

・技術基準である計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）の器差への適合状況。

・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

②表示基準

・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。

・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

3. 調査結果の概要

（1）指定製造事業者（届出製造事業者）

①試買調査結果

【抵抗体温計】

5 型式（15 台）を購入し、調査対象の全 15 台において、全台数について表示基準に適合していた。調査結果概要を表 6 に示す。

表 6 抵抗体温計調査結果概要

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
抵抗体温計	5 (15 台)	－	－	0 (0 台)

②過去の調査結果との比較

抵抗体温計における過去の調査結果との比較を表 7 に示す。

表 7　抵抗体温計における過去の調査結果との比較

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の疑いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否判定基準型式数	
		型式数	割合		
R3	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R4	8 (24 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R5	5 (15 台)	－	－	－	0 (0 台)

（表示）

今回の調査においても、全型式において表示基準に適合していた。

【アネロイド型血圧計】

10 型式（30 台）を購入し、調査対象の全 30 台において、全台数について表示基準に適合していた。調査結果概要を表 8 に示す。

表 8　アネロイド型血圧計調査結果概要

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査 合否判定基準	
アネロイド 型血圧計	10 (30 台)	－	－	－

②過去の調査結果との比較

アネロイド型血圧計における過去の調査結果との比較を表 9 に示す。

表 9　アネロイド型血圧計における過去の調査結果との比較

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の疑いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否判定基準型式数	
		型式数	割合		
R3	10 (30 台)	0 (0 台)	0% (0%)	0 (0 台)	0 (0 台)
R4	20 (58 台)	－	－	－	2 (6 台)
R5	10 (30 台)	－	－	－	0 (0 台)

（表示）

今回の調査においても、全型式において表示基準に適合していた。（R4 の 2 型式は、機械式アネロイド型血圧計）

（3）家庭用特定計量器

①試買調査結果

施行規則で定める技術上の基準である日本工業規格 B 7613 家庭用はかり-一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり（以下、「JIS B 7613」）で規定する表示の全項目及び施行規則第22条の表示（丸正マーク）の有無及び適合状況を調査した。

なお、JIS B 7613は、2008年版と2015年版があり、2016年1月1日以降は2015年版に適合した計量器を市場に流通することになるため、主に2015年版に適合しているかを確認した。なお、2016年1月より前に製造された流通在庫品の場合は2008年版に適合しているか確認した。

一般体重計及び調理用はかりの調査結果概要を表10に示す。

（一般用体重計）

- 20型式中、性能基準は5型式（全60台中7台）、表示基準は12型式（全60台中36台）で、不適合の疑いが確認された。
- 性能基準のうち零復帰機能の試験については、すべての体重計で表示固定機能付き又は、ゼロ復帰しない計量器であったため、検査を省略した。
- 表示基準の適合性は、製品の表示は9型式、個装箱の表示は12型式、取扱説明書の表示は11型式で不適合の疑いが有り、計量単位が表示されないものや製品本体に丸正マークが付されていないものがあった。

（調理用はかり）

- 20型式中、性能基準は10型式（全60台中23台）、表示基準は11型式（全60台中31台）で、不適合の疑いが確認された。
- 性能基準のうち零復帰機能は全型式で適合していた。
- 表示基準の適合性は、製品の表示は11型式、個装箱の表示は11型式、取扱説明書の表示は12型式で不適合の疑いが有り、非法定計量単位が表示されるものや製品本体に丸正マークが付されていないものがあった。

表10 家庭用特定計量器調査結果概要

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いのある型式数	表示基準不適合の疑いのある型式数
一般用体重計	20 (60台)	5 (7台)	12 (36台)
調理用はかり	20 (60台)	10 (23台)	11 (31台)

②過去の調査結果との比較

【一般用体重計】

これまでの調査結果との比較を表11に示す。過去の調査台数よりも増加させ、調査対象型式を20型式とした。

表11 過去の調査結果との比較（一般用及び乳児用体重計）

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
R2	15 (45台)	6 (11台)	40.0% (24.4%)	10 (30台)	66.7% (66.7%)
R3	15 (45台)	3 (4台)	20.0% (8.9%)	12 (36台)	80.0% (80.0%)
R4	15 (45台)	0 (0台)	0% (0%)	7 (21台)	46.7% (46.7%)
R5	20 (60台)	5 (7台)	25.0% (12.0%)	12 (36台)	60.0% (60.0%)

（性能）

過去数年と比較して、今年度は、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに増加傾向にある。

（表示）

昨年度と比較して、調査対象を広げたことにより不適合の疑いがある型式数及び台数ともに割合は増加した。web 販売の普及から計量法及び技術基準等の知見がない者でも安易に販売を行っていることが原因と推測できる。

【調理用はかり】

これまでの調査結果との比較を表 12 に示す。過去の調査台数よりも増加させ、調査対象型式を 20 型式とした。

表 12　過去の調査結果との比較（調理用はかり）

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
R2	10 (30 台)	3 (6 台)	30.0% (20.0%)	6 (16 台)	60.0% (53.3%)
R3	15 (45 台)	1 (1 台)	6.7% (2.2%)	11 (33 台)	73.3% (73.3%)
R4	12 (36 台)	1 (2 台)	8.3% (5.6%)	7 (21 台)	58.3% (58.3%)
R5	20 (60 台)	10 (23 台)	50.0% (38.3%)	11 (31 台)	55.0% (51.7%)

（性能）

過去数回と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに今年度は増加している。

（表示）

過去数回と比較して、不適合の疑いがある型式数に大きな変化はなかった。

（4）不適合の疑いがあるとされた製品の対応

不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表 13 から表 15 に示す。計量行政室からこれらの輸入事業者、製造事業者等に対して、調査結果について説明を行い、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告及び改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けた。

【別添資料】（不適合の疑いが確認された型式の詳細）に調査概要を記載する。

※不適合事項が疑われたが、原因調査の結果、不適合ではなかった製品は、表 13、表 14 及び【別添資料】から除外した。

表 13　一般用体重計不適合の疑いのある製品一覧

No	製造事業者名 または輸入事業者名 （販売事業者名）	モデル名 （型式番号）	ひょう量	目量	不適合の疑いのある項目[注)]
C7	RENPHOJAPAN	R-A012	150kg	100g（0.2kg～150kg）	表記
C8	華為技術日本	DBY-B19	150kg	100g（0.1kg～100kg） 200g（100kg～150kg）	表記
C9	アンカー・ジャパン	T9146	150kg	100g（5kg～75kg） 200g（75kg～150kg）	表記
C10	FiNC Tehnologiesc	CS20E （Mini）	150kg	100g（0kg～150kg）	表記
C11	issin	SBM22U0 1LJ	150kg	100g（6kg～75kg） 200g（75kg～150kg）	表記 器差（1 台）
C12	シースター	E-601	180kg	不明	表記 器差（1 台）
C13	エヌ・エレファント	NEO-140	150kg	50g（5kg～100kg） 100g（100kg～150kg）	表記 器差（2 台）
C14	アウル	ES861	180kg	不明	表記 器差（2 台）
C15	Arbolesf	CS20M	150kg	不明	表記
C16	ETEKCITY	FIT8S	150kg	100g（2kg～150kg）	表記 器差（1 台）
C17	ガーミンジャパン	INDEX S2	180kg	200g（5kg～180kg）	表記
C19	シチズン・システムズ	HMS525	135kg	50g（15kg～100kg） 100g（100kg～135kg）	表記

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは 3 台とも不適合の疑いのある型式。

表 14　調理用はかり不適合の疑いのある製品一覧

No	製造事業者名 または輸入事業者名 （販売事業者名）	モデル名 （型式番号）	ひょう量	目量	不適合の疑い のある項目[注)]
D6	Peter's Pantry	TST-1	1999g	1g（1g～1999g）	表記
D7	不明	I-20	3000g	0.1g（0.5g～3000g）	表記 器差（3 台）
D8	RENPHO JAPAN	R-T003	3kg	1g（0kg～3kg）	表記 器差（2 台）
D9	Shanghai HOTO Technoligy Co.,Ltd.	QWCF001	3000g	不明（1g～3000g）	表記 器差（3 台）
D10	HAPIVERI	CK10A	3000g	不明（2g～3000g）	表記 器差（1 台）
D11	FBC インターナショナル	DFT-S101	2000g	0.1g（0.2g～2000g）	表記 器差（3 台）
D12	ホシクス	CS-K9	3000g	0.1g（0.3g～500g） 0.5g（501g～1000g） 1g（1001g～3000g）	表記 器差（1 台）
D13	ハック	HAC3550 A	3000g	0.1g（0g～1000g） 1g（1000g～3000g）	表記 器差（3 台）
D15	BOMATA JP	B604C	600g	0.01g（0.05g～600g）	表記 器差（3 台）
D16	BOMATA JP	CS100	3000g	0.1g （0.3g～3000g）	表記 器差（3 台）
D19	小泉成器（バル）	2226/KOW KS01	2000g	1g （2g～500g） 2g （500g～2000g）	器差（1 台）
D20	パール金属	D-14	3000g	1g （0g～3000g）	表記

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは 3 台とも不適合の疑いのある型式。

【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、一型式につき 3 台を無作為に購入した結果である（サンプル調査）。

1. 一般用体重計

No.C7

1) 商品名及び型式　　R-A009
2) ひょう量　　150kg
3) 目量　　100g(0.2kg から 150kg)
4) 下限値　　0.2kg
5) 製造/輸入事業者名　　株式会社 RENPHOJAPAN
6) 生産国　　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

(参考)製品の外観

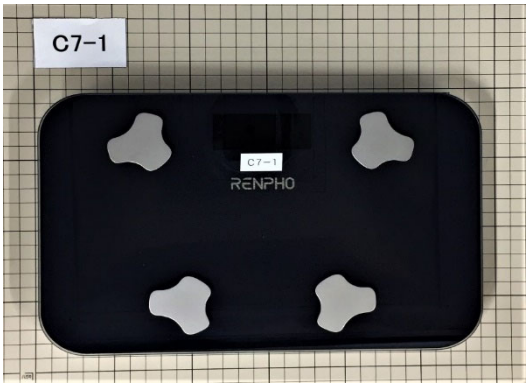

No.C8

1) 商品名及び型式	DBY-B19
2) ひょう量	150kg
3) 目量	100g(0.1kg から 100kg) 200g(100kg から 150kg)
4) 下限値	0.1kg
5) 製造/輸入事業者名	華為技術日本株式会社
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

(参考)製品の外観

No.C9

1) 商品名及び型式	T9146
2) ひょう量	150kg
3) 目量	100g(5kg から 75kg) 200g(75kg から 150kg)
4) 下限値	5kg
5) 製造/輸入事業者名	アンカー・ジャパン株式会社
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り

(参考)製品の外観

No.C10

1) 商品名及び型式　CS20E(Mini)
2) ひょう量　150kg
3) 目量　100g（0kg から 150kg）
4) 下限値　0kg
5) 製造/輸入事業者名　株式会社 FiNC Technologies
6) 生産国　中国

〇不適合概要（表示）

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

（参考）製品の外観

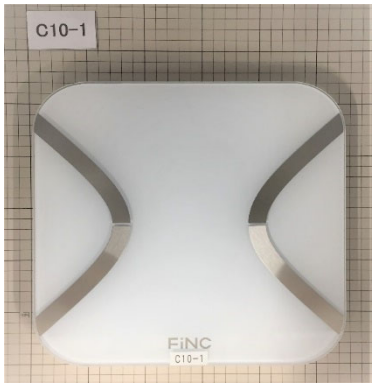

No.C11

1) 商品名及び型式　SBM22U01LJ
2) ひょう量　150kg
3) 目量　100g(6kg から 75kg)
　200g(75kg から 150kg)
4) 下限値　6kg
5) 製造/輸入事業者名　issin 株式会社
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“表示装置の器物番号、型式、記号”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示が誤り
個装箱	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“住所”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験箇所	器差(kg)			許容差
(kg)	C11-1	C11-2	C11-3	(kg)
40	**-0.26**	+0.02	-0.02	0.2
75	**-0.30**	0.00	-0.06	0.2
115	-0.32	-0.04	-0.04	0.6
150	-0.20	-0.04	-0.08	0.6

(参考)製品の外観

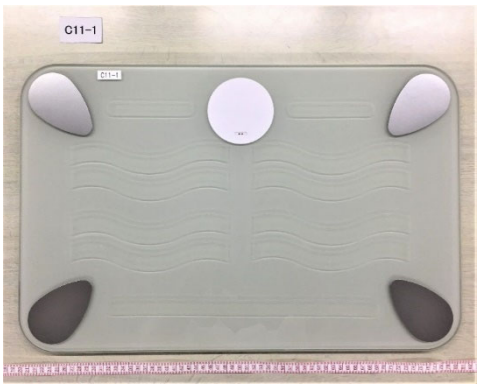

No.C12

1) 商品名及び型式　E-601
2) ひょう量　180kg
3) 目量　不明
4) 下限値　1kg
5) 製造/輸入事業者名　シースター株式会社
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“型式”の表示なし
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“定格電源及び／又は電池の種類及び個数”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“計量範囲の下限値”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし

〇不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“法定計量単位”の表示が誤り

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験箇所	器差(kg)			許容差
(kg)	C12-1	C12-2	C12-3	(kg)
40	-0.10	-0.10	-0.10	0.2
75	-0.20	-0.20	-0.10	0.2
115	-0.30	-0.12	-0.10	0.3
150	**-0.32**	-0.10	-0.10	0.3

(参考)製品の外観

No.C13

1) 商品名及び型式　NEO-140
2) ひょう量　150kg
3) 目量　50g(5kg から 100kg)
　100g(100kg から 150kg)
4) 下限値　5kg
5) 製造/輸入事業者名　株式会社エヌ・エレファント
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り

〇不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“法定計量単位”の表示が誤り、非法定計量単位の表示あり

〇不適合概要(性能)

試験箇所	器差(kg)			許容差
(kg)	C13-1	C13-2	C13-3	(kg)
40	-0.040	+0.030	-0.050	0.10
75	**-0.160**	-0.010	**-0.160**	0.10
115	-0.19	-0.17	**-0.60**	0.3
150	**-2.15**	-0.15	**-8.46**	0.3

(参考)製品の外観

No.C15

1) 商品名及び型式　CS20M
2) ひょう量　150kg
3) 目量　不明
4) 下限値　5kg
5) 製造/輸入事業者名　株式会社 Arboleaf
6) 生産国　中国

〇不適合概要（表示）

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

〇不適合概要（計量法施行規則）

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の大きさが基準以下

（参考）製品の外観

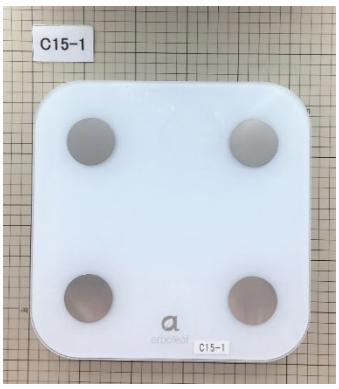

No.C16

1) 商品名及び型式	FIT8S
2) ひょう量	150kg
3) 目量	100g(2kg から 150kg) ※No.3 は 50g
4) 下限値	2kg
5) 製造/輸入事業者名	ETEKCITY 株式会社
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口の電話番号”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“計量範囲の下限値”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“計量範囲の下限値”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験箇所	器差(kg)		許容差	器差(kg)	許容差
(kg)	C16-1	C16-2	(kg)	C16-3	(kg)
40	+0.06	+0.06	±0.2	+0.070	±0.10
75	0.00	0.00	±0.2	+0.010	±0.10
115	-0.04	0.00	±0.3	+0.070	±0.15
150	-0.20	-0.24	±0.3	**+0.360**	±0.15

(参考)製品の外観

No.C17

1) 商品名及び型式	INDEX S2
2) ひょう量	180kg
3) 目量	200g(5kg から 180kg)
4) 下限値	5kg
5) 製造/輸入事業者名	ガーミンジャパン株式会社
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

(参考)製品の外観

No.C19

1) 商品名及び型式　　HMS525
2) ひょう量　　135kg
3) 目量　　100g(5kg から 100kg)
　　200g(100kg から 135kg)
4) 下限値　　5kg
5) 製造/輸入事業者名　　シチズン・システムズ株式会社
6) 生産国　　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

(参考)製品の外観

2. 調理用はかり

No.D8

1) 商品名及び型式　R-T003
2) ひょう量　3000g
3) 目量　1g(0g から 3000g)
4) 下限値　0g
5) 製造/輸入事業者名　株式会社 RENPHO JAPAN
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口の住所”の表示なし

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”表示の大きさが基準以下

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D8-1		識別番号:D8-2		識別番号:D8-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
750	2.0	**3.0**	-1.0	-0.8	1.0	1.8	±2
1500	**3.8**	**4.4**	-0.8	-0.6	2.0	**3.0**	±3
2250	**5.2**	**6.0**	-0.4	-0.2	3.0	**3.2**	±3
3000	**7.0**		-0.8		**4.0**		±3

(参考)製品の外観

No.D10

1) 商品名及び型式　CK10A
2) ひょう量　3000g
3) 目量　1g(2g から 3000g)
4) 下限値　2g
5) 製造/輸入事業者名　株式会社 HAPIVERI
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口の電話番号”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D10-1		識別番号:D10-2		識別番号:D10-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
750	-1.2	-1.4	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	±2
1500	-1.6	-1.8	-1.0	-1.0	-2.2	-2.2	±3
2250	-2.2	-2.0	-1.2	-1.0	**-3.6**	**-3.6**	±3
3000	-2.6		-0.8		**-5.0**		±3

(参考)製品の外観

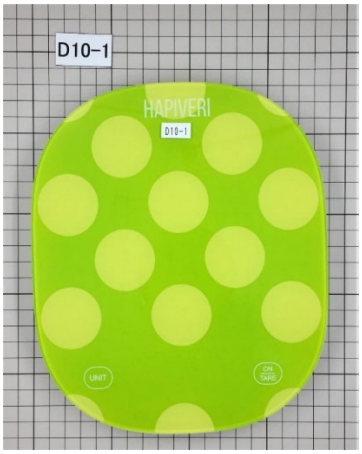

No.D13

1) 商品名及び型式　HAC3550A
2) ひょう量　3000g
3) 目量　0.1g(0g から 1000g)
　1g(1000g から 3000g)
4) 下限値　0g
5) 製造/輸入事業者名　株式会社ハック
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D13-1		識別番号:D13-2		識別番号:D13-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	**0.66**	**0.44**	**1.18**	**0.86**	**0.38**	0.10	±0.2
1500	1.0	0.8	2.0	1.0	0.0	0.0	±3
2250	1.2	1.0	3.0	2.0	0.6	0.0	±3
3000	2.0		**3.8**		0.8		±3

(参考)製品の外観

No.D19

1) 商品名及び型式　2226/KOWKS01
2) ひょう量　2000g
3) 目量　1g(2g から 500g)
　2g(500g から 2000g)
4) 下限値　0.3g
5) 製造/輸入事業者名　小泉成器株式会社
6) 生産国　中国

○不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D19-1		識別番号:D19-2		識別番号:D19-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
500	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±4
1000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±6
1500	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	±6
2000	**EEEEE**		0.0		0.0		±6

(参考)製品の外観

No.D20

1) 商品名及び型式　　D-14
2) ひょう量　　3000g
3) 目量　　1g（1g から 3000g）
4) 下限値　　0g
5) 製造/輸入事業者名　　パール金属株式会社
6) 生産国　　中国

〇不適合概要（表示）

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし

（参考）製品の外観

試買調査結果の改善がなされていない事業者

令和 5 年度試買調査事業において店舗やインターネット通販で販売されている家庭用特定計量器について、計量法及び家庭用特定計量器の技術基準（JIS B 7613）への適合状況の調査を行った結果、以下の点について不適合が見つかった。事業者へのヒアリングを行うこととなったが、所在の確認ができず、現在においても不適合事項が改善されていない事業者の詳細について記載する。

1.一般用体重計

No.C14

1) 商品名及び型式　ES861
2) ひょう量　180kg
3) 目量　不明
4) 下限値　不明
5) 製造/輸入事業者名　株式会社アウル
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“型式”の表示なし
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“定格電源及び／又は電池の種類及び個数”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
個装箱	“型式”の表示なし
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“計量範囲の下限値”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“計量範囲の下限値”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし
取扱説明書	“使用方法、使用上の安全及び保管上の注意事項、性能及び性能維持に関する事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

〇不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“非法定計量単位”の表示があり

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験箇所	器差(kg)			許容差
(kg)	C14-1	C14-2	C14-3	(kg)
40	-0.030	**+0.140**	+0.100	0.10
75	+0.040	**+0.300**	**+0.270**	0.10
115	-0.02	**+0.50**	+0.18	0.3
150	-0.02	**+0.62**	+0.10	0.3

(参考)製品の外観

2.調理用はかり

No.D6

1) 商品名及び型式	TST-1
2) ひょう量	1999g
3) 目量	1g(1g から 1999g)
4) 下限値	1g
5) 製造/輸入事業者名	Peter's Pantry
6) 生産国	韓国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし

不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“法定計量単位”の表示なし

(参考)製品の外観

No.D7

1) 商品名及び型式　　I-20
2) ひょう量　　3000g
3) 目量　　0.1g(0.5g から 3000g)
4) 下限値　　0.5g
5) 製造/輸入事業者名　　不明
6) 生産国　　中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“製品の名称及び型式”の表示なし
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし
取扱説明書	“製品の名称及び型式”の表示なし
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示なし
取扱説明書	“計量範囲の下限値”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“使用方法、使用上の安全及び保管上の注意事項、性能及び性能維持に関する事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

○不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“非法定計量単位”の表示があり

○不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D7-1		識別番号:D7-2		識別番号:D7-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	1.48	1.40	0.88	0.92	0.88	0.88	±0.2
1500	2.90	2.86	1.64	1.70	1.78	1.84	±0.3
2250	4.38	4.40	2.42	2.48	2.62	2.64	±0.3
3000	5.82		3.02		3.32		±0.3

(参考)製品の外観

No.D9

1) 商品名及び型式	QWCFC001
2) ひょう量	3000g
3) 目量	0.1g(1g から 1000g) 1g(1000g から 3000g)
4) 下限値	1g
5) 製造/輸入事業者名	Shanghai HOTO Technoligy Co.,Ltd.
6) 生産国	中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“製品の名称及び型式”の表示なし
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示が誤り

○不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“非法定計量単位”の表示があり

○不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D9-1		識別番号:D9-2		識別番号:D9-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	**-1.32**	**-0.66**	-0.08	**0.26**	0.20	**0.62**	±0.2
1500	-2.0	-1.2	0.0	0.0	0.0	1.0	±3
2250	-2.0	-1.6	0.0	0.0	1.0	1.0	±3
3000	-2.0		0.0		1.0		±3

(参考)製品の外観

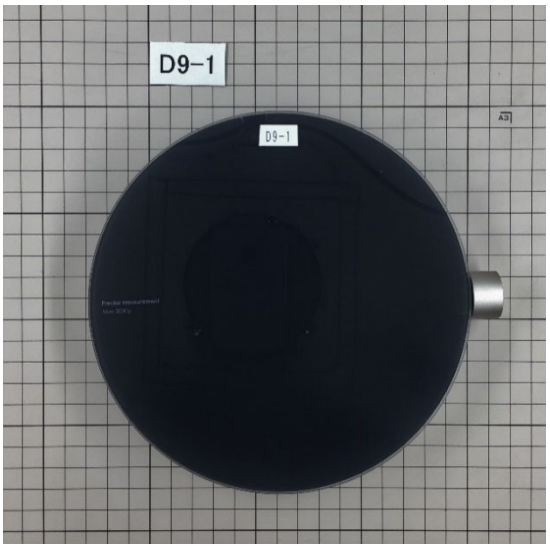

No.D11

1) 商品名及び型式	DFT-S101
2) ひょう量	2000g
3) 目量	0.1g(0.2g から 1000g) 1g(1000g から 2000g)
4) 下限値	0.2g
5) 製造/輸入事業者名	有限会社 FBC インターナショナル
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
個装箱	“丸正マーク”表示の大きさが基準以下
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“使用方法、使用上の安全及び保管上の注意事項、性能及び性能維持に関する事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示が誤り

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”表示の大きさが基準以下
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D11-1		識別番号:D11-2		識別番号:D11-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	±0.2
500	**0.36**	**0.26**	**0.42**	**0.52**	**0.28**	0.18	±0.2
1000	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	±3
1500	1.0	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	±3
2000	1.0		1.0		1.0		±3

(参考)製品の外観

No.D12

1) 商品名及び型式	CS-K9
2) ひょう量	3000g
3) 目量	0.1g(0.3g から 500g)
	0.5g(501g から 1000g)
	1g(1000g から 3000g)
4) 下限値	0.3g
5) 製造/輸入事業者名	ホシクス株式会社
6) 生産国	中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
製品本体	“製品の名称及び型式”の表示が誤り
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示なし
製品本体	“計量範囲の下限値”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

〇不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“非法定計量単位”の表示があり

〇不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

○不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D12-1		識別番号:D12-2		識別番号:D12-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	1.00	1.00	0.50	0.70	0.80	1.00	±1.0
1500	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2.0	±3
2250	3.0	3.0	1.4	1.8	2.0	2.0	±3
3000	**4.0**		2.0		3.0		±3

(参考)製品の外観

No.D15

1) 商品名及び型式　　B604C
2) ひょう量　　600g
3) 目量　　0.01g(0.05g から 600g)
4) 下限値　　0.05g
5) 製造/輸入事業者名　　BOMATA JP
6) 生産国　　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口の電話番号”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D15-1		識別番号:D15-2		識別番号:D15-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	±0.02
150	**0.224**	**0.242**	**0.174**	**0.204**	**0.164**	**0.180**	±0.02
300	**0.470**	**0.472**	**0.340**	**0.380**	**0.330**	**0.352**	±0.03
450	**0.690**	**0.696**	**0.530**	**0.546**	**0.498**	**0.512**	±0.03
600	**0.958**		**0.712**		**0.666**		±0.03

(参考)製品の外観

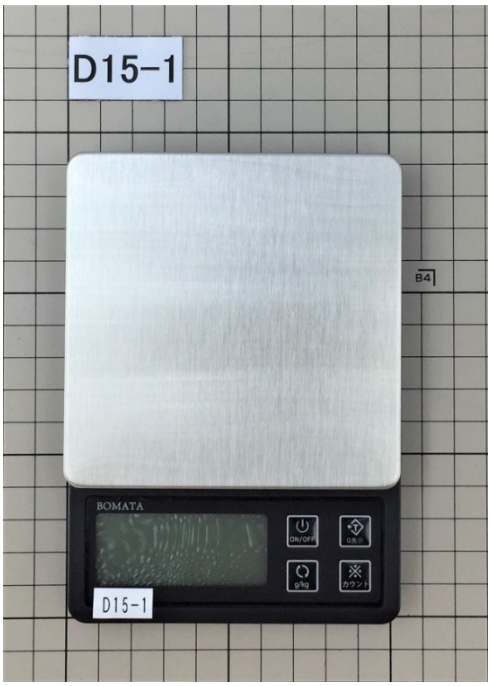

No.D16

1) 商品名及び型式　CS100
2) ひょう量　3000g
3) 目量　0.1g(0.3g から 3000g)
4) 下限値　0.3g
5) 製造/輸入事業者名　BOMATA JP
6) 生産国　中国

〇不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし
個装箱	“製品の名称及び型式”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口の電話番号”の表示なし

不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

〇不適合概要(性能)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D16-1		識別番号:D16-2		識別番号:D16-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	**0.64**	**0.68**	**0.70**	**0.72**	**0.60**	**0.66**	±0.2
1500	**1.32**	**1.30**	**1.38**	**1.48**	**1.22**	**1.20**	±0.3
2250	**2.00**	**2.02**	**2.14**	**2.22**	**1.76**	**1.76**	±0.3
3000	**2.70**	_	**3.02**	_	**2.48**	_	±0.3

(参考)製品の外観

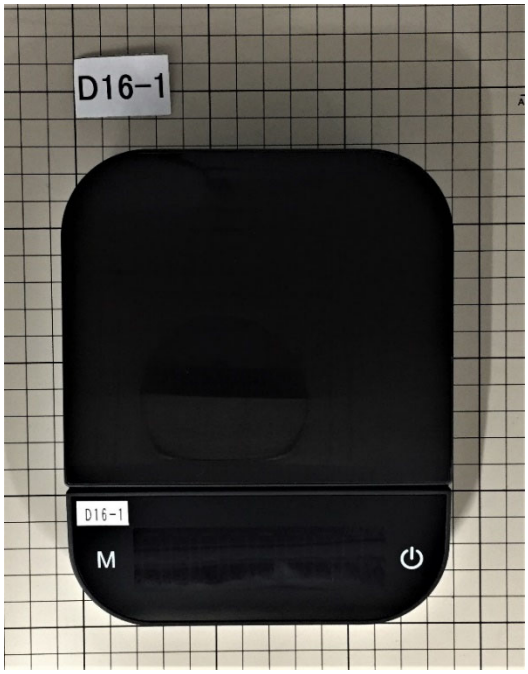

【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当JISを含む。）は次のとおり。

1．特定計量器検定検査規則

（抵抗体温計・アネロイド型血圧計共通）

① 指定省令への適合状況や表示適合状況の確認

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）第 8 条の基準適合証印等、譲渡等の制限による法令及び次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

（表示）

第 8 条　基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

2　基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が適切でないと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

②検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第 7 及び第 8 条への適合状況について製品を目視によって確認した。

（表記等）

第 7 条　特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

2　特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

3　特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

一　当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 2 条第 5 項の登録商標をいう。）又は様式第 6 により経済産業大臣に届け出た記号

二　当該特定計量器の製造年

三　製造番号

4　前項第 2 号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5（略）

6　特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

（計量単位）

第 8 条　特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成 4 年通商産業省令第 80 号。以下「単位規則」という。）第 1 条 に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

2　特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第 2 条 に定めるものを標準とするものでなければならない。

2. 抵抗体温計

（1）性能

今回調査対象外

（2）表示

（抵抗体温計の表記）

検則第 215 条（JIS T1140　附属書 JA）

JA.7.1　体温表示部（本体）の表示

体温表示部は，見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

a)　“体温計”とする。

b)　予測機能付きは，“予測式”とする。

c)　婦人用は，“婦人用”とする。

d)　広範囲用は，“広範囲用”とする。

e)　測温部が分離できる体温計は，合番号

f)　製造事業者名，製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号

g)　製造番号

h)　製造年

i)　温度単位の記号“℃”

JA.7.2　測温部の表示

測温部が分離できる体温計は，見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

a)　体温表示部（本体）との合番号

b)　製造事業者名，製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号

3. アネロイド型血圧計

（1）性能

今回調査対象外

（2）表示

（アネロイド型血圧計の表記）

検則第 550 条（JIS T 1115）

JA.7　表示

JA.7.1　一体型

見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

a)　製造事業者名、登録商標又は経済産業省大臣に届けた記号

b)　製造年

c)　製造番号

d)　定格電圧及び電源の種類

e)　計量範囲及び目量

JA.7.2　分離できる血圧計

見やすい箇所に JA.7.1 によるほか、次による。

a) JA.4.4.4.a)は組み合わせ番号の表示

b) JA.4.4.4.b)は同一の型式に属するものであることを示す表示

4. 家庭用特定計量器

(1)性能

①器差

計量法施行規則(平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。)第 20 条に規定されている日本産業規格 JIS B7613(2015)家庭用はかり－一般用体重計及び調理用はかり(以下「JIS B7613」という。)の 4.2 計量精度における表 1 への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は(参考—表 2)のとおり。

(参考—表 2) 計量精度

一般用体重計の精度

計量範囲	ひょう量の 50%以下の場合	ひょう量の 50%を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

調理用はかりの精度

計量範囲	ひょう量の 25%以下の場合	ひょう量の 25%を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

②零復帰度

零復帰度を有するはかり(今回の調査では調理用はかり)は、施行規則第 20 条(JIS B7613 4.3 零復帰度)への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

・荷重前後の零点の差が±2 目量を超えてはならない。

① 試験・検査方法

施行規則第 20 条(JIS B7613 7.2.1 誤差試験)に基づき(参考－表 2)への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は、JIS B7613 の 7.1 試験条件に従って実施した。試験に使用した分銅は(参考—表 3)のとおり。

7.1 試験条件

7.1.1 標準状態

試験環境の標準状態は，次による。

a) 温度 23±5 ℃

b) 相対湿度 (50±20)％

ただし，相対湿度は，作動に電源を必要とするはかりに限って適用する。

7.1.2 試験器具

各性能におけるはかりの器差を算出するための測定に用いる器具は，次による。

a) 分銅 分銅は，器差又は不確かさが表 2 の値の 1/3 を超えないものでなければならない。

注記 分銅は，国家標準など SI 単位を実現している標準へのトレーサビリティを確保していることが望ましい。

b) 測定台 はかりを置く測定台は，水平からの傾きが 0.5 度以下の定盤又は堅ろうな台とする。

(参考—表 3)試験に使用した分銅

計量器	質量	材質及び形状
一般体重計	40 kg	ステンレス製円柱型
	35 kg	ステンレス製円柱型
	10 kg	ステンレス製枕型

	5 kg	ステンレス製枕型
調理用はかり	500 g	ステンレス製円盤型
	200 g	ステンレス製円盤型
	100 g	ステンレス製円盤型
	50 g	ステンレス製円盤型

日本品質保証機構が保管する国家標準にトレーサブルな参照標準分銅によって F2 クラスおよび M2(調理用はかり)と同等に調整し、校正を行った分銅である。

7.1.3 荷重の負荷方法

分銅を用いて荷重を負荷するときは，次による。

a) 一般用体重計は，載せ台部の中心に負荷する。ただし，補助板を使用して負荷する場合は，通常の体重測定において荷重が負荷される位置に，補助板を載せ台部の縁，表示装置などに掛からないように置き，その上に均等に負荷する。

b) 乳幼児用体重計及び調理用はかりは，載せ台部の中心に負荷する。

7.2.1 誤差試験

誤差試験は，はかりを標準状態に 2 時間以上保持した後に，7.1.4 によって行う。

7.1.4 器差の測定及び方法

器差の測定及び方法は，次による。

a) はかりを測定台に置き，水平を確保する。

b) ひょう量に相当する荷重を 3 回繰り返し負荷する。

c) 載せ台部を 2～3 回軽く押した後，指示又は表示を零点に設定する(零点指示又は表示がないものを除く。)。

d) 一般用体重計及び乳幼児用体重計は，ひょう量の約 25 %，約 50 %，約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し，各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。ただし，表示固定機能のあるはかりは，4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。

e) 調理用はかりは，ひょう量の約 25 %，約 50 %，約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し，その後，順次負荷を減じて，各質量において安定した状態で計量値を読み取る。ただし，表示固定機能のあるはかりは，4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。

f) 手動操作で目量の切替えができるはかりは，まず，最大ひょう量及び最大目量において d) 又は e) を実施する。その後，それ以外の小さい目量において d) 又は e) を実施することが望ましいが，少なくともひょう量付近は実施する(目安の目量は，除く。)

g) c)，d) 及び f)，又は c)，e) 及び f) を 5 回繰り返し，それぞれの計量値の平均値を計量値とし，器差を求める。器差を求めるときに必要となる真の値は，分銅又は校正証明書に表記される質量とする。なお，器差(E)は，次の式によって算出する。

$$E = I - Q$$

ここに，I:5 回の計量値の平均値　Q:真の値

7.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は，載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と，その後，ひょう量に相当する荷重を負荷し，直ちに載せ台部から全ての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。ただし，零点を表示しないはかりは，この試験を省略することができる。

(2)表示

①丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第 22 条(表示の方法)の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視等によって確認した。

(表示の方法)

第 22 条　法第 54 条第 1 項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

一　表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。

二　表示の形状は、次のとおりとする。

三　表示の大きさは、直径 8 ミリメートル以上とする。

四　表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

②施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第 20 条(JIS B7613　10. 表示)の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。表示の技術基準は次のとおり。

10 表示

10.1 製品の表示

見やすい箇所に誤字及び脱字がなく，また，容易に消えない方法で，次の事項を表示しなければならない。なお，分離形の場合は，載せ台部に表示する。ただし，載せ台部に加えて載せ台部以外の部分に表示してもよい。

a) 国内で製造されている場合は，製造事業者名又はその略号。海外で製造されている場合は，そのはかりを輸入した輸入事業者名又はその略号。
なお，販売事業者名は表示してもよいが，製造事業者名又はその略号及び輸入事業者名又はその略号と識別ができなければならない。

b) 製品の名称及び型式。ただし，製品の形状からはかりの種類が明らかに分かる場合は，製品の名称の表示を省略することができる。

c) 製造番号(器物番号を含む。ロット番号でもよい。)

d) 製造年
なお，c) の最初の 1 桁目又は 2 桁目を西暦の下 1 桁又は 2 桁としてもよい。この場合，取扱説明書に製造年の表示ルールを表示しなければならない。

e) 計量範囲及び目量。計量範囲の下限値が 0 の場合，計量範囲は，ひょう量(最大計量)のみ表示してもよい。また，目量は，最小表示と表示してもよい。ひょう量及び計量の下限値を明らかにするとともに，計量範囲によって目量が異なる場合は，計量範囲ごとの目量を明らかにする。

f) 最大風袋引き量(ひょう量と異なる場合)。ただし，プリセット風袋引き装置の場合は除く。

g) 作動に電源を必要とするはかりは，次のいずれかの表示
- 電池の種類及び個数(電池を使用する場合)
- 定格電圧(AC アダプタを使用する場合)
- 電池の種類及び個数並びに定格電圧(電池及び AC アダプタを使用する場合)

h) 分離形であって，表示装置を特定する必要がある場合は，表示装置の器物番号若しくは型式又は表示装置を特定する記号

j) 消費者相談窓口に関する事項は，窓口の連絡先(少なくとも電話番号を表示する。)

k) 質量の計量単位以外の計量単位を表示する場合は，その計量単位は目安(計算，推計などを含む。)である旨を表記する。

l) 手動操作で目量の切替えができるはかりであって，それらの目量のうち目安表示がある場合は，目安である旨。

10.2 個装箱の表示

1 台ごとの個装箱には，10.1 a)，b)，e) 及び k) によるほか，次の事項を表示する。

a) 計量範囲に応じて 4.2 の計量精度を表示する。

b) 見やすい箇所に計量法施行規則第 22 条第 2 号の表示

c) 分離形であって，載せ台部以外の装置，はかりの作動に必要なソフトウェアなどを個装箱に同包しない場合は，はかりとして使用する場合に必要となる附属装置，ソフトウェアなどを同包しない旨

10.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には，見やすい文字，かつ，分かりやすい表現を使用して，次の事項を表示する。

a) 10.1 a) の表示及びそれらの住所
b) 製品の名称及び型式
c) 10.1 e), k), l) 及び 10.2 a) の表示
d) 主要部の名称及び機能
e) 附属品 [1)]がある場合は，その名称及び数量。
注[1)]分離形の場合は，家庭用はかりとして使用する場合に必要とする附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。
f) 6.5 において使用場所の注意事項が必要な場合は，その旨
g) 使用方法 [4)]，使用上の安全注意事項，保管上の注意事項，性能維持に関する事項
注 [4)] 取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む。
h) 窓口の連絡先（住所及び電話番号）を表示する。また，メールアドレス又はホームページの URL を表示するのが望ましい。

＜抵抗体温計、アネロイド型血圧計、一般用体重計、調理用はかり＞

【試験実施場所】

一般財団法人　日本品質保証機構　計量計測センター

〒192-0364　東京都八王子市南大沢 4-4-4